小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業のお知らせ

小田原市では、医療保険適用の体外受精・顕微授精と併せて、医療保険の適用とならない先進医療の治療を受けた方を対象に、先進医療にかかった費用の一部を助成しています。

> 「先進医療」とは、保険診療としては認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を満たした施設での、保険診療と保険外診療との併用を認める制度で、保険診療の治療費は3割が患者負担ですが、併せて行われた先進医療分の治療費は、10 割が患者負担となっています。

1　助成制度の概要

(1)　助成の対象となる治療

○　保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて実施した「先進医療にかかる費用」です。

※　助成対象(先進医療)は、厚生労働省より先進医療として告示されている治療・技術です。実施医療機関として、厚生労働省の承認を受けていることが必要です。

※　次の治療は対象外です。

- 人工授精等の一般不妊治療
- 全額自己負担で実施した体外受精及び顕微授精（併せて実施した治療）

○　令和7年（2025 年）4月１日以降に終了した治療が対象です。

(2)　助成を受けることのできる方

次のすべての要件を満たしている方が、助成を受けることができます。

・1回の治療の初日から申請日までの期間中、法律上の婚姻をしているまたは事実婚である（以下、「夫婦」とする）

※事実婚の方は①～③まですべての要件を満たす方が対象です。

①1回の治療の初日から申請日までの期間中他に法律上の配偶者がいないこと

②治療の結果出生した子について認知を行う意向があること

③1回の治療の初日から申請日までの期間中同一世帯であること

※別世帯の場合は、事実婚関係に関する申立書（第3号様式）に2人が別世帯である理由の記載があれば対象となります。

・医療保険適用の不妊治療と併用して先進医療を受けたこと

・1回の治療の初日から申請日までの期間中、夫婦の両方または一方が小田原市民であること

・夫婦がいずれも市税等を滞納していないこと

・他の自治体で助成を受けていないこと

・令和7年（2025 年）4月１日以降に治療が終了していること

(3)　助成額

1回の治療※で先進医療にかかった費用の 10分の7について、5万円を上限に助成します。

※1,000 円未満の端数が生じた場合は切り捨てになります。

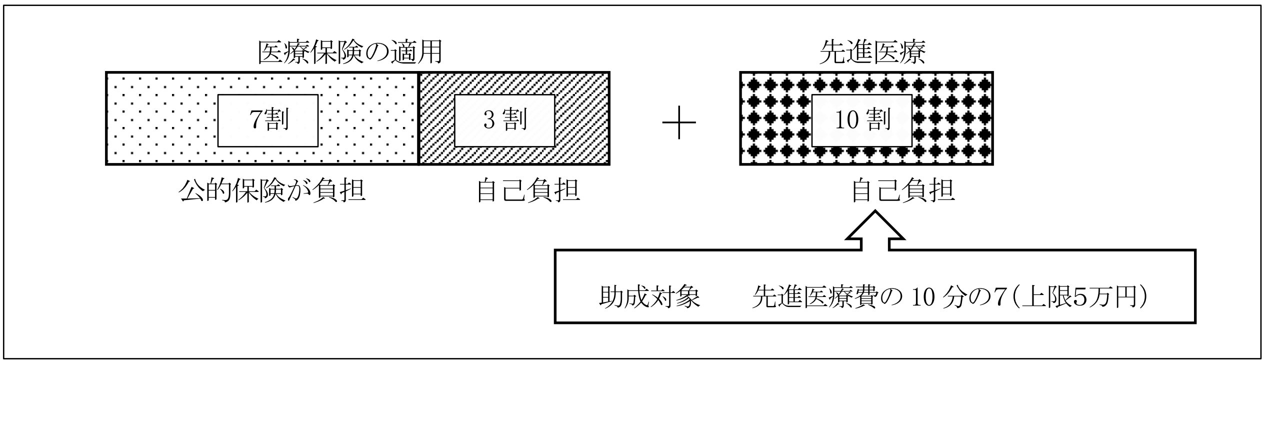

※「1回の治療」とは
医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程を 1 回の治療とします。

1回の治療例

(4) 助成回数
医療保険で治療できる回数です。
初回の治療開始時点の女性の年齢が 40 歳未満の場合は、1 子につき胚移植 6 回まで
初回の治療開始時点の女性の年齢が 40 歳以上 43 歳未満の場合は、1 子につき胚移植 3 回まで

※胚移植できずに中止した治療も医療保険適用であれば対象となります。そのような場合は、医療保険と同様に回数制限はありません。
※1子ごと（出産または死産に至った場合）に回数はリセットされます。

2 助成を受けるための手続

（1） 申請書類
① 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成金交付申請書（第1号様式）
※振込先に指定する口座は申請者名義のものとなります。振込先の口座名義を申請者以外の方とする場合は、委任状の記入が必要です。
※旧姓の口座しかお持ちでない場合は、別途ご相談ください。
② 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業受診等証明書（第2号様式）※原本
※治療を受けた保険医療機関で記載してもらってください。
※文書料等が必要な場合は、申請者のご負担になります(文書料は助成の対象外です。)。
③ 保険医療機関の発行する領収書の原本及び診療報酬明細書の原本またはコピー
（コピーの際には、不鮮明にならないようご注意ください）
※複数枚の診療報酬明細書を 1 枚にまとめてコピーしたり、両面コピーしても問題ありません。
※領収書の紛失等で一部が提出されず、領収書の合計金額が上限額に満たない場合は、受診等証明書の領収金額にかかわらず、提出された領収書の対象費用の合計金額が助成対象額となります。
※領収書の原本および診療明細書（原本の場合のみ）は、決定通知書の送付と併せて返送いたします。
④ 夫婦の住民票
⑤ (法律上の婚姻関係にある方)婚姻関係を証明できる書類（例:戸籍謄本や戸籍抄本）
⑥ (事実婚の方)事実婚関係に関する申立書（第3号様式）及び法律上の婚姻関係がないことを証明できる書類(例:戸籍謄本や戸籍抄本)
⑦ 夫婦の納税状況が確認できる書類（完納証明書や非課税証明書）
⑧ 振込先口座を確認できるもの（通帳など）の写し
※住民票や戸籍謄本等は、申請日時点で発行から 3 か月以内のものをご用意ください。その際、個人番号（マイナンバー）の記載がないもので、本籍、筆頭者、世帯主、続柄が記載され、さらに世帯全員が記載されているものをご用意ください。
※住民票や戸籍謄本等は発行後3か月以内であれば、コピー（写し）でも提出可能です。
※住民票で婚姻関係が証明できれば戸籍謄本や戸籍抄本は必要ありません。

※完納証明書は、証明日現在、課税された市税において滞納がないことを証明するものです。また、発行には数日かかることがあります。詳しくは小田原市役所 資産税課にお問い合わせください。
※完納証明書につきましては、証明日現在において市税に課税がない場合発行できないため、非課税証明書となります。5月 31 日までの申請の場合は前年度の非課税証明書となります。
※同日申請であれば原本が提出されている場合のみ完納証明書はコピー（写し）でも提出可能です。
※非課税証明書については、年度内有効であればコピー（写し）でも提出可能です。

(2) 申請期限

治療終了日※から起算して6か月以内

※ 申請期間を過ぎた治療についての申請は受け付けられませんので、ご注意ください。
※ 「治療終了日」とは 妊娠確認検査をした日（妊娠の有無を問いません。）または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した日のいずれかとなり、助成金申請に際し、主治医が作成する受診等証明書の「今回の治療期間」の「終了」の欄に記載された日となります。主治医にご確認ください。
※ 申請日は子ども若者支援課に書類を提出した日となります。郵送の場合には、窓口に到着した日が申請日となります。

(3) 支給方法

助成決定後、決定通知書を送付し、申請書に記載された指定口座に助成金を振り込みます。なお、指定口座への入金は申請から2か月程度かかります。また、時期によって、通常よりもお時間をいただく場合もありますのでご了承ください。

(4) 申請方法

1回の治療の終了後、申請期間内に申請書類一式をそろえて、窓口または郵送のいずれかの方法で申請してください。

<u>窓口申請</u>

おだわら子ども若者教育支援センター はーもにぃへ電話予約後、書類を窓口へお持ちください。

<u>郵送</u>

郵送の場合、窓口に到着した日が申請日となりますので、期限に間に合うようにご郵送ください。また、差出し・配達の記録が残る簡易書留や特定記録郵便などの利用をお勧めします。
普通郵便で送付された書類の到達確認はお受けできない場合があります。

【 送付先・内容についての問い合わせ先 】
【送付先】〒250-0055 小田原市久野 195 番地の1 おだわら子ども若者教育支援センター はーもにぃ内 子ども若者支援課 子ども健康係 不妊治療（先進医療）費助成担当
【電話番号】0465-46-7025 月～金曜日 午前9時～午後5時 00 分

３ Ｑ＆Ａ

治療について

Q 1 回の治療とはどこまでの治療のことを言いますか。
A 医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日等から、妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの体外受精等の実施の一連の過程を 1 回の治療とします。自己判断による治療の中止は助成対象とはなりません。

Q 治療の終了はなにをもって判断するのですか。
A 「治療が終了した日」とは、妊娠確認検査をした日（妊娠の有無を問いません。）、または医師の判断により、やむを得ず治療を中止した日のいずれか（証明書に記載された「終了」の日）です。主治医にご確認ください。

自費治療について

Q 医療保険適用の不妊治療が終了し、すべて自費で治療を行っています。助成対象になりますか。
A なりません。保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて実施した「先進医療にかかる費用」が助成対象です。

Q 不妊治療開始時、女性が 43 歳だったため保険適用での治療を行えず、すべて自費で治療を行いました。助成対象になりますか。
A なりません。保険診療の体外受精及び顕微授精と併せて実施した「先進医療にかかる費用」が助成対象です。

申請について

Q 半年以内に2回治療が終了しました。2回同時に申請できますか。
A 申請期限内であれば可能です。申請期限は治療が終了した日の翌月から6か月以内であり、申請日は子ども若者支援課に書類を提出した日となります。郵送の場合には、書類が窓口に到着した日が申請日となります。

Q 小田原市在住の際、採卵後、先進医療を行いました。その後、病院の近くの市に転居し、先進医療を行い、1回目の治療が終了しました。小田原市在住時の先進医療部分費用を助成申請できますか。
A できません。申請できる方は、1回の治療の初日から申請日までの期間中、夫婦の両方または一方が小田原市民である必要があります。

Q 他市在住の際、採卵しました。その際は先進医療を行っていません。小田原市に転入後、先進医療を行いました。助成申請できますか。
A 申請できる方は、1回の治療の初日から申請日までの期間中、夫婦の両方または一方が小田原市民である必要がありますので、今回の治療期間（保険診療）の治療計画の日を医師に確認してください。治療計画の日が他市在住である場合には申請できません。

Q 令和6年1月に先進医療を用いて採卵、胚培養を行いました。その後体調を整え、令和7年6月に先進医療を行いました。助成申請できますか。
A 助成対象の治療であれば、助成申請できます。ただし、助成対象となる先進医療費用は令和7年（2025 年）4月１日以降分のものとなります。

Q 郵送による申請の場合、注意するべき点はありますか？
A 郵送による申請の場合、申請期限までに窓口に到着する必要があります。窓口に到着した日が申請日となりますので、期限に間に合うようにご郵送ください。郵送には日数がかかる可能性があるため、締め切りが近い場合には直接窓口に提出することを検討されることをお勧めします。また、書類や申請内容に不備がある場合は、電話でのやり取りが必要になります。そのため、日中につながる電話番号をご記入いただくか、対応が難しい場合には、留守番電話機能を設定しておいてください。到着後、3 か月を過ぎると取り下げ扱いとなりますのでご注意ください。

Q 窓口で確認したところ、完納証明書の発行には約 2 週間かかるとのことでした。しかし、完納証明書の発行を待つと、治療終了から 6 カ月が経過してしまう状況です。この場合、必要書類がすべて揃っていない状態でも、書類の提出を受け付けていただけるでしょうか？

A はい、完納証明書がなくても書類の提出は受け付けております。ただし、書類が揃った場合は速やかに追加の提出をお願いしております。申請日から３か月が経過しても必要な書類が揃わない場合は取り下げ扱いとなりますのでご注意ください。

病院について

Q 近医で保険医療を含む不妊治療を行いました。また、先進医療も併せて行いました。助成申請できすか。
A 助成申請ができる医療機関は先進医療実施医療機関として、厚生労働省の承認を受けていることが必要です。受診された病院が該当していれば助成申請は可能です。

Q 厚生労働省の承認を受けている医療機関はどこにありますか。教えてください。
A 神奈川県ホームページ　先進医療の実施状況(神奈川県内医療機関)でご確認ください。

領収書について

Q 領収書はすべて提出する必要はありますか。
A 助成対象となる先進医療分の領収書のみで構いません。

Q 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業受診等証明書（第2号様式）に医師が記入した先進医療分の領収書が何枚か不足しています。明細書はすべてあります。申請は可能ですか。
A 申請は可能です。ただし、不足分の金額については、領収書がない場合、明細書だけでは助成の対象にはなりません。

Q 領収書のコピーはありますが、原本が見当たりません。申請できますか。
A 助成の対象となる金額は、領収書の原本が確認できる場合のみです。コピーされた領収書では助成を受けることはできません。申請時には、領収書の原本及び、明細書（写し可）を必ず添付してください。

申請書類について

Q 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業の申請をする場合の、必要な書類を教えてください。
A 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業のお知らせの（2）をご確認ください。また、提出書類に含まれる「小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業チェックリスト」で書類不備の有無の確認ができますので、ご活用ください。

Q 提出する書類はどこでもらうことができますか。
A 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成金交付申請書（第1号様式）、小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業受診等証明書（第2号様式）については小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業ホームページからダウンロードできます。住民票、戸籍謄本は戸籍住民課及び各支所、完納証明書、非課税証明書は資産税課になります。請求に必要な持ち物等、詳しくは各課へお問い合わせください。

Q 完納証明書と非課税証明書の違いは何ですか。
A 完納証明書は、証明日現在において、市税等の未納がないことを証明するものです。そのため、市税に課税がない場合発行できません。非課税証明書とは、各年１月１日から12月31日までの１年間の所得や所得控除等の状況によって、住民税が課せられていないことを証明する証明書です。

Q 完納証明書は何年度のものが必要ですか。
A 完納証明書は、証明日現在、今まで課税されたすべての税において滞納がないことを証明するものですので、

年度の指定はありません。

Q 非課税証明書は何年度のものが必要ですか。

A 新しい年度の非課税証明書は、毎年6月1日より発行開始となります。5月 31 日までに申請される場合は前年度の非課税証明書をご用意ください。また、必要な年度の 4 月 1 日の属する年の「1 月 1 日」時点で、小田原市に住所がないと非課税証明書は発行されません。

1月 1 日時点で小田原市外に住んでいた場合は、1 月 1 日に住所があった市区町村の役所にお問い合わせください。

（例1）n年5月 31 日に申請する場合→（n－1）年の非課税証明書を請求する。

（例 2）n年1月3日に小田原市に転居し、n年6月1日に申請する場合
→n年の非課税証明書を転出前の市町村で請求する。

Q 小田原市不妊症治療費（先進医療分）助成事業受診等証明書（第2号様式）はいつ頃医療機関へ依頼すればよいですか。

A 医療機関に直接お問い合わせください。